

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

1 計画推進のための基本的な考え方

自殺総合対策推進センターは、自殺対策を推進するためには、すべての市町村が共通して取り組むべき「基本施策」と、その地域の課題と実情にあった施策を実施するための「重点施策」に取り組むことを推奨しています。

また紀美野町のあらゆる社会資源を活用して、「生きる支援の関連施策」を推進し、庁内一丸となり自殺対策に取り組めます。

～誰も自殺に追い込まれることのない紀美野町の実現をめざして～

【重点施策】

- (1) 自殺対策を支える人材の育成
- (2) 住民への啓発と周知
- (3) ひきこもり状態にある方への関わり

【関連施策】

- (1) 自殺対策推進のための関連施策
- (2) 各課等の取り組み

【基本施策】

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 基本施策

自殺総合対策推進センターによれば、全国的に実施されることが望ましい基本施策は、次の5点とされています。

紀美野町においても、これら5点を基本施策として推進していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、住民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

【活動指標】

きみのネットワーク委員会にて、自殺対策のより効果的な支援策を探るための意見交換を行い、さらなる連携強化を図ります。平成31年度から平成35年度までの5年間毎年1回以上会議の議題として取り上げます。

項目	目標値（平成35年まで）
きみのネットワーク委員会の開催回数	毎年1回以上

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」や適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成研修を実施します。特に町職員・教職員の受講を徹底します。

【活動指標】

自殺に対する正しい理解を深めることや、ゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、平成31年度から平成35年度までの5年間で、町職員・教職員等を含み、延べ500人以上の研修を実施します。

項目	目標値（平成35年まで）
ゲートキーパー養成研修の受講者数	延べ500人以上

(3) 住民への啓発と周知

自殺に対する正しい理解と関心を深め、また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切」であるという普及啓発を実施します。

【活動指標】

自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、自殺に対する誤った認識や偏見の改善を行います。多くの方が自殺に対する正しい理解や自死遺族等に関する理解と関心を深められるよう、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、延べ 1,000 人以上に普及啓発等を実施します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
自殺予防に関する普及啓発活動	延べ 1,000 人以上

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

【活動指標】

65 歳以上の高齢者の地域での孤立を防ぐため、サロン活動の活性化を推奨するとともに、介護予防教室を開催し、高齢者等の生きがいつくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、毎日の生活に充実感がある割合 80%以上をめざします。

項目	目標値（平成 35 年まで）
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において「毎日の生活に充実感がある」割合	80%以上

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒の「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標とします。

【活動指標】

学校教育の場において、児童生徒がいじめや不登校に関する学習や道徳学習等で命の尊さを理解できるとともに、自らが危機に直面したと感じた際には、助けを発することができるような働きかけについて、毎年校長会にて提言していきます。

項目	目標値（平成35年まで）
命の尊さを学ぶ機会創出への働きかけ	毎年2回以上

3 重点施策

「重点施策」は、地域の特徴を踏まえた課題に対する施策となります。

紀美野町の課題は、紀美野町及び和歌山県の現状を参考に以下の3点において優先的に取り組むべき課題と考えます。

- ①自殺予防に関する知識が広く浸透していない
- ②危険サインに気づき、適切な行動をとることができる人材が少ない
- ③自殺の背景にある「ひきこもり」対策が不十分

よって、これらの課題に取り組むため、次に掲げる項目を重点施策とします。

(1) 自殺対策を支える人材の育成（再掲）

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」や適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成研修を実施します。特に町職員・教職員の受講を徹底します。

【活動指標】

自殺に対する正しい理解を深めることや、ゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、平成31年度から平成35年度までの5年間で、町職員・教職員等を含み、延べ500人以上の研修を実施します。

項目	目標値（平成35年まで）
(再掲) ゲートキーパー養成研修の受講者数	延べ500人以上

(2) 住民への啓発と周知（再掲）

自殺に対する正しい理解と関心を深め、また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切」であるという普及啓発を実施します。

【活動指標】

自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、自殺に対する誤った認識や偏見の改善を行います。多くの方が自殺に対する正しい理解や自死遺族等に関する理解と関心を深められるよう、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、延べ 1,000 人以上に普及啓発等を実施します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
(再掲) 自殺予防に関する普及啓発活動	延べ 1,000 人以上

(3) ひきこもり状態にある方への関わり

本町においては、こころの健康づくりの一環として、社会的な孤立を防ぐため「ひきこもり」に着目し、和歌山県や関係機関と連携しながら地域で孤立することがないように、ご本人の居場所づくりや家族等の相談の場についての普及啓発を行います。

【活動指標】

現在ある相談窓口について町民への周知に努めます。また、生活上の様々な困難を抱えた方が適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
ひきこもりの相談に関する普及啓発	毎年 2 回以上

4 関連施策

自殺対策をより効果的に推進していくために、本町において既に実施されている事業を自殺対策事業と連携して推進していきます。

基本施策と関連のある紀美野町における社会資源を「生きる支援の関連施策」とし、既存の事業を活かした自殺対策を、各課等が一丸となり取組みます。

取組み内容については次のとおりです。

(1) 自殺対策推進のための関連施策

基本施策	1 地域におけるネットワークの強化	2 自殺対策を支える人材の育成	3 住民への啓発と周知	4 生きることの促進要因への支援				5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
				4-1 こころのケア	4-2 精神保健医療サービスの体制の整備	4-3 相談体制の充実	4-4 自殺リスクの高い要因への取組	
基本施策にかか る関連施策	①地域における連携・ネットワークの強化	①地域で自殺対策を支える人材の養成	①自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発	①長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進	①精神、保健、福祉等の各施設のつながりの推進	①こころの健康に関する相談	①子どもを貧困や虐待から守る施策の実施	①SOS の出し方に関する教育の推進
	②見守り機能の強化	②学校で自殺対策を支える人材の養成	②うつ病等の精神疾患についての普及と啓発	②職場におけるメンタルヘルスの推進	②子どもに対する精神保健医療サービスの提供体制の整備	②人権に関する相談	②ひとり親家庭への支援	②道徳教育の充実
			③インターネット等の活用		③大規模災害における被災者等へのこころのケア	③子どもや若者に関する相談	③妊産婦への支援	
			④相談窓口情報の分かりやすい提供			④多重債務等に関する相談	④高齢者が活躍できる場の充実と介護者への支援	
						⑤経営に関する相談	⑤生活困窮者への支援	
						⑥障害に関する相談	⑥暴力・虐待に関する相談	
						⑦権利擁護に関する相談		

(2) 各課等の取組み

1 地域におけるネットワークの強化

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
住民課 (診療所)	①地域における連携・ネットワークの強化	地域医療及び職域の衛生管理	地域住民の方が、自主的に疾病の早期発見や早期治療ができるよう生活習慣病の重症化を予防し、医療費等の負担を軽減し、健康寿命を伸ばせるよう助言するとともに、産業医として、職員の衛生管理の指導を行う。また、かかりつけ医として、住民のこころの悩みや健康状態にも留意し、在宅医療や介護に関して適切な助言を行い、介護者・家族等の負担の軽減に努め、必要に応じて傾聴し、必要な機関へつなぐ。
教育課 (生涯学習)	①地域における連携・ネットワークの強化	生涯学習活動による支援	住民向けの人権研修の開催により、命の尊さを学び、人権についての理解を深め、様々な苦難から追い込まれる人を少なくするために、適切な支援につながるような声かけのできる社会教育の充実を図る。また、自宅と学校や職場だけではなく、楽しめる場や居場所づくりとなるような様々なサークル活動等の立ち上げを支援する。
水道課	②見守り運動の強化	戸別訪問時に見守りを行う	水道課への問い合わせや水道料金徴収業務や検針業務等で戸別訪問する際、見守り機能を強化し、気になる様子があれば、水道課より関係機関に連絡を行う。
保健福祉課	②見守り運動の強化	定期的な訪問による見守りを行う	民生委員児童委員、関係機関と協力し高齢者等の見守りを定期的に行うとともに、異変を認めた場合は、孤立することなく安心して生活を送れることが出来るよう適切に支援につなげる。

2 自殺対策を支える人材の育成

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
議会事務局	①地域で自殺対策を支える人材の養成	町議会議員との連携	町議会議員は町民との繋がりが強いいため、適切な相談窓口へとつなげることができるよう、事務局担当者が町議会議員に連絡先の一覧等を渡し、配布の協力依頼を行う。また、ゲートキーパー研修への参加を働きかける。

建設課	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	地域・団体・事業者等との連携	地域、各団体、事業所等からの情報をもとに、自殺リスクが高いと思われる場合は、関係機関に連絡し、適切な対応ができるよう連携を強化する。また、建設業者を対象としたゲートキーパー研修の受講を奨励し、必要に応じて関係機関への受講の周知を行う。
まちづくり課	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	地域や団体と連携	I・U・Jターナー者やまちづくりの団体との関わりが大きい為、様々な情報の中で自殺リスクが高いと思われる方には、速やかに、関係機関への情報提供や支援につなげる。移住者に対しては、孤立しないよう、きみの定住を支援する会にて移住者同士のつながりを強化し、また、地域で開催するイベントにおいて、自殺予防に関する啓発も織り交ぜたパンフレットやチラシを配布し、啓発活動を行う。
保健福祉課	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	地域・団体・事業者等との連携	地域、各団体、事業所等を対象としたゲートキーパー研修の受講を奨励し、必要に応じて関係機関への研修を行う。
教育課 (学校教育)	② 学校で自殺対策を支える人材の養成	学校・教員との連携	いじめや不登校等が原因で自ら危機に直面したと感じた際には、助けを発することができる教育に取り組む。(助けを求めることが恥ずかしいことや悪いことではないことを伝える。)

3 住民への啓発と周知

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
産業課	① 自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発	啓発活動	各種イベントの際には、関係機関と協力しながら自殺予防に関する正しい知識の普及や理解の促進を図る。
保健福祉課	① 自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発	自殺予防の啓発活動	自殺予防週間(9月10日から9月16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)を中心に、広報等にて自殺予防に関する記事の掲載、街頭啓発を継続する。また、関係機関が実施する自殺予防に関する事業や催し等を周知し、自殺に対する正しい知識の普及も図る。
保健福祉課	② うつ病等の精神疾患についての普及と啓発	地域自立支援協議会(精神保健部会)との連携	地域自立支援協議会(精神保健部会)の協力により、中学生や高校生向けに「こころの病を知る講座」を開催する。このような早い段階から、こころの病について正しく理解をすることで、こころに不調を感じた場合は早い相談につなげられることをめざす。

総務課	③インターネット等の活用	インターネット、SNS等を活用した情報提供	広報、町ホームページ、SNSを活用し、様々な支援情報等の掲載の充実を図り、必要な方に適切な情報を得られるように努める。また、身近な相談窓口としての理解を深めるとともに、必要に応じて各機関と連携しながら支援を行う。
消防本部	④相談窓口情報の分かりやすい提供	自殺未遂者へのかかりについて	救急活動を行う傍ら、家族・親族から自殺企図の訴えや事情を勘案する必要があるれば、家族・親族に自殺予防に関するリーフレットを配布するとともに、必要に応じて関係機関に連絡できるなどの連携を強化する。

4 生きることの促進要因への支援

4-1 こころのケア

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
総務課	①長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進	ストレスチェック	過労等による職員へのストレスやメンタルヘルスの発生リスクが高まる前に、職員の心身の健康状態を知るアンケートを今後も実施していく。アンケート結果に基づき、職員の同意を基に、産業医や衛生管理者の個別相談によりストレスの軽減に努める。また、課長等の管理職が職員の心身の状況を把握し、必要に応じて労働環境の改善等、ストレスやメンタルヘルスの発生リスクの抑制に努めるよう常に発信する。
会計課	②職場におけるメンタルヘルス推進	職員のこころのケアサポート	課を超えての職員との直接の関わりが多く、職員の心身状態が気になることがあれば、声掛けに心がけ、必要に応じて担当課長に伝える。

4-2 精神保健医療サービスの体制の整備

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
保健福祉課	①精神、保健、福祉等の各施設のつながりの推進	海南海草圏域自立支援協議会	協議会の各部会において、障害者が生活を営む上で生じてくる課題の抽出や解決に向けて検討を引き続き行う。また、海南市・紀美野町の精神医療・保健福祉に関する機関で構築されたネットワークを生かし、連携を図りながら支援を行う。
保健福祉課	②子どもに対する精神保健医療サービスの提供体制の整備	海南海草圏域自立支援協議会（こども部会）	こどもに関する医療・福祉・教育等の関係機関で構成され、障害を抱えた児や家族が安心して地域で暮らしていけるよう、サービスの質の向上及び切れ目ない支援体制の整備を今後行う。

総務課	③ 大規模災害における被災者等のこころのケア	災害等発生後のこころのケア	大規模災害等の発生により、家族や友人を失ったり、また避難所での不自由な生活を強いられたりと、心に大きなダメージを受けることが考えられる。様々な被害に遭われた方の自殺リスクを低減するため、大規模な災害等が発生した際には、被害に遭われた方にきめ細かな相談等を実施し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
-----	------------------------	---------------	--

4-3 相談体制の充実

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
教育課 (青少年センター)	① こころの健康に関する相談	事例発生時の対応	学校教育の一環として、人権学習や研修等には取り組んでいる。教育委員会として、こころの健康などに関する相談の中で、リストカットや自殺に至りかねない事例の際には、特に慎重に対応するとともに、関係機関との連携や情報の引継ぎを丁寧に行う。
住民課	② 人権に関する相談	特設人権相談の実施	町内2か所で、年2回(6月、12月)人権擁護委員による特設人権相談日を設け人権相談を実施している。自殺対策を啓発する機会も同時に設け、自殺問題についても言及する。
保健福祉課 (こども園)	③ 子どもや若者に関する相談	子育てに関する相談の充実	年長児と保護者を対象に実施している6ちゃんクラブで、命の大切さと性についての学習により、いじめをしてはいけない事や性の多様性への理解のきっかけを作る。 子どもや家族のこころの悩み等の相談があれば、保育士が十分傾聴し、専門機関と連携し、リスクの軽減に努める。また、相談がなくても気になる様子が見受けられたり、虐待等が疑われる場合、早急に保健福祉課(総合相談窓口)と連携し対応にあたる。
税務課	④ 多重債務等に関する相談	窓口・郵便発送業務	町税等の未納、滞納が発生している方に対し、督促状、滞納明細書、催告書などの送付に加え納税相談の案内により、分納など能力に応じた納税計画の相談は今後も継続する。 また、窓口相談に来る滞納者には債務状況を聞き取り、生活困窮や多重債務などの自殺リスクが高いと思われる方を把握した場合、徴収・換価の猶予制度の適用や関係機関との連携を図りながら支援を行う。

産業課	⑤ 経営に対する相談	関係機関との連携	商業経営に関しては、商工会と連携しながら事業主からの相談や助言に努める。 ハローワークとは連携を強化し、毎月1回ハローワークの出張窓口の継続により適切な雇用につなげる。また、農業関係者には補助金制度の周知や働き方の助言なども引き続き行う。
保健福祉課	⑥ 障害に関する相談	障害者基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センターに委託を行い、24時間365日電話対応を行う。また、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図る。
保健福祉課	⑦ 権利擁護に関する相談	地域包括支援センター総合相談事業	住み慣れた地域で生活できるように、保健・福祉・医療・介護など様々な面から高齢者を支え、必要に応じ専門機関へつなぐ。新たに認知症に関する相談、医療機関へのつなぎ役、関係機関や制度・サービスなどの調整や認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくりに取り組む。また権利擁護業務として、消費生活被害防止の啓発や専門相談機関の紹介、成年後見制度の相談や経済的問題で申立てが困難な方への経済的補助、町による申立てを実施する。

4-4 自殺リスクの高い要因への取組み

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
住民課	① 子どもを貧困や虐待から守る施策の実施	子ども医療費支給事業	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、町内の子ども（18歳まで）に対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。
住民課	② ひとり親家庭への支援	紀美野町ひとり親家庭医療費助成事業	町内のひとり親家庭にある18歳までの子どもを対象に、疾病、負傷等で保険診療の対象となる療養に要する費用について医療費を助成する。
保健福祉課	③ 妊産婦への支援	子育て世代包括支援センター機能の充実	産後うつは約10人に1人が経験すると言われており、自殺につながる恐れがある。妊娠・出産・子育てに関するすべての相談に応じ、必要な情報の提供、助言又は保健指導を行うことで、不安を取り除く。妊婦の方に対しては、妊娠期から子育て期に渡るきめ細やかな切れ目のない支援を引き続き提供する。
保健福祉課	④ 高齢者が活躍できる場の充実と介護者への支援	傾聴ボランティア活動支援	高齢者と関わりをもつことで、不安な気持ちやひきこもりを解消し、孤立を防ぐ。高齢者がふさぎ込んでしまわないように傾聴ボランティア訪問活動のコーディネートや活動支援を提供する。

企画管財課	⑤生活困窮者への支援	公営住宅設置事業	低廉な家賃で入居できるように町営住宅を設置しているため、家賃の支払いに困窮したり、自殺リスクが高いと疑われる入居者がいる場合、関係機関と連携しながら適切な支援につなげられるよう連携を強化する。
保健福祉課	⑤生活困窮者への支援	早期段階からの個別支援と関係機関との連携	くらしや仕事などで生活面で困っている人に対し、生活困窮者自立促進法に基づく自立支援により、早期段階から個別支援を行う。 また、民生委員児童委員、社会福祉協議会、和歌山県、ハローワークと連携し、低所得者の的確な把握に努めるとともに、生活の安定と自立支援に向けた活動を推進する。
保健福祉課	⑥暴力・虐待に関する相談	暴力・虐待への対応	保健師による家庭訪問や第三者による情報提供により、配偶者等による暴力、家族関係のねじれによる悩み事に対し必要に応じて相談や助言を行う。また、専門機関や施設、事業所等と連携を行い、本人の安全確保だけでなく、今後の対応方法について協議を行う。

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
住民課	①SOSの出し方に関する教育の推進	子どもの人権110番及び子どものSOSミニレター	「子どもの人権110番事業（電話相談）」、「子どもの人権SOSミニレター事業（小・中学生対象）」について、人権擁護委員が中心となり生徒や学生への啓発推進活動を実施している。町では、ポスター掲示及び町広報紙やホームページの掲載等により啓発を強化していく。
教育課 (学校教育)	②道徳教育の充実	教育分野での早期段階からの取組み	いじめや不登校に関して小学校の早い段階から学習の機会を設ける。また、道徳学習等で、自分の命も他人の命も尊いことを理解できるような工夫を行う。 また、自らも危機に直面したと感じた際には、助けを發することができる教育に取り組んでいく。 (助けを求めることが恥ずかしいことや悪いことではないことを伝える)